

新規申請手続きのご案内（自立支援医療費(精神通院)）

■ 申請に必要な書類

御用意できたものに☑を入れてください

- 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書
 - ・ 申請書は、障がい者支援課の窓口でお渡ししています
 - ・ 受診者が18歳未満の場合は、保護者が記入してください
- 自立支援医療(精神通院)用意見書(診断書)
 - ・ 指定医療機関の主治医が記入してから3か月以内のもの
 - ・ 意見書は2年に1回必要です
 - ・ 意見書料金は、自立支援医療費の支給対象にはなりません
- 受診者本人の健康保険証の写し（生活保護受給者を除く）
 - ・ 健康保険証をマイナ保険証へ切り替えた場合、以下①～④いずれかで、資格取得日が記載されているもの
 - ・ マイナンバーカードのみご持参された場合、資格情報の確認ができないため申請できません
 - ① 有効期限のある、従前の健康保険証の写し
 - ② 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
 - ③ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)の写し
 - ④ マイナポータルから資格情報の画面を印刷したもの
(「資格取得日」と「被保険者氏名」を含む資格情報画面のスクリーンショットの写し、もしくは、「端末に保存」をクリックして保存した PDF ファイルの写し+マイナポータル資格情報画面の提示)
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
 - ・ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票等
 - ・ 受診者が18歳未満の場合は、本人と保護者のものがが必要です
- 同意書(春日部市で課税状況が確認できる場合のみ)（生活保護受給者を除く）
 - ・ 市町村民税が未申告の方は事前に申告が必要です
- 世帯(同一の健康保険等に加入している者全員)の所得状況を証明する書類等
 - ・ 春日部市で市町村民税が課税されている場合は、同意書の提出により省略することができます
 - ・ 課税期間の翌1月1日に春日部市に住民登録がない場合は、保険が同一である世帯員全員の、課税(非課税)証明書、所得証明書、税額決定通知書等
- 住民税非課税世帯については、障害年金等の年金^{※1}や特別障害者手当等の手当^{※2}の分かる書類
 - ※1 障害年金・遺族年金等の年金振込通知書や、課税年度の振込が記帳された通帳等
 - ※2 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の振込額が記帳された通帳等

(お持ちの方のみご持参いただく書類)

- 精神障害者保健福祉手帳
- 生活保護受給者証

■ 本人および代理人の本人確認書類について

- 本人による申請の場合 以下の ① 又は ②が必要です
 - ① 顔写真付き本人確認書類 1点 例:マイナ保険証、写真付きの障害者手帳、運転免許証など
 - ② 官公署から発行された書類(顔写真なし)1点 例:健康保険証、自立支援医療受給者証
氏名が分かる書類1点 例:社員証、銀行の預金通帳やキャッシュカードなど 計2点
- 代理人による申請の場合 以下の ③ 及び ④が必要です
 - ③ 自立支援医療受給者本人のもので、以下いずれかが必要
 - ・ 官公署が発行する本人確認書類 例:マイナンバーカード、健康保険証等
 - ・ 戸籍謄本その他その資格を明する書類(成年後見人等の法定代理人の場合)
 - ・ 任意の書式の委任状(任意代理人)
 - ④ 代理人の本人確認書類(「□本人による申請の場合」に記載されている、① 又は ② と同様のもの)

【申請窓口】

春日部市役所 障がい者支援課:春日部市中央七丁目 2-1/ 048-736-1131
庄和総合支所 福祉・健康保険担当:春日部市金崎 839-1 /048-746-9702